

# 非行歴の付随的効果と 少年事件の記録の取扱い

山 崎 俊 恵\*

## はじめに

2021年5月、少年法（以下「法」という。）が改正され、18歳及び19歳は「特定少年」とされた上、これらの者についての特例等が定められた<sup>1)</sup>。そして、特定少年については、原則として、検察官送致決定後の刑事事件の特則に関する規定が適用されないこととなり、60条の資格制限の緩和規定も適用されないこととなった（法67条6項）。また、従来、法61条で加害少年本人を推知させる報道（以下「推知報道」という。）が禁じてられていたが、特定少年について公判請求の公訴が提起された場合、推知報道が解禁されることとなった（法68条）。

法60条の趣旨は、少年のとき犯した罪について刑罰の効果の1つである刑による資格制限を緩和することにより、少年の更生に資することとされている<sup>2)</sup>。また、法61条の趣旨は、少年の特定に関する情報が広く社会に伝わり、その社会生活に影響を与えることを防ぐことにより、その更生に資することとされている<sup>3)</sup>。特定少年は、成人と同様に一定の資格が制限

---

\* 広島修道大学

1) 改正理由は、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が引き下げられ、18歳及び19歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場となり、少年法の適用においても、その立場に応じた取扱いをすることが適当であると考えられたことである。第204回国会衆議院本会議における法務大臣の趣旨説明を参照。

2) 玉本将之＝北原直樹「『少年法等の一部を改正する法律』について」曹時74・1・1頁以下、56頁（2022）。

3) 同57頁。

され、一定の職業に就けなくなり、社会復帰が妨げられるおそれがある。また、特定少年の推知報道も、スティグマ効果により、これらの者の成長発達ないし社会復帰を妨げるおそれがある。資格制限緩和規定の適用除外や推知報道の一部解禁は、特定少年の健全育成、更生及び社会復帰の観点から、いま一度検討を要する<sup>4)</sup>。

ところで、アメリカ合衆国は、少年裁判所を創設し、その後長期にわたり少年事件の記録の秘密性への支持があり、その経験が少年の社会復帰及び少年事件の非公開・非公表原則を定める国際基準<sup>5)</sup>にも影響を及ぼしたにもかかわらず、現在では少年事件の記録を含めた非行少年の情報の公開において世界的に例外となっていると評される<sup>6)</sup>。しかしながら、近年、少年の社会復帰の観点から、これらの者の記録の取扱いを見直す動きもみられる。そこで、本稿では、アメリカにおける少年事件の記録の公開をめぐ

4) 法改正に当たっても、特定少年に関する資格制限緩和規定の適用除外について、衆参両議院の各法務委員会で、「18歳及び19歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること」との附帯決議がなされている。また、特定少年の推知報道の一部解禁についても、「インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること」との附帯決議がなされている（「少年法等の一部を改正する法律」に対する附帯決議（令和3年4月16日衆議院法務委員会及び同年5月21日参議院法務委員会））。

附帯決議等を受けて、資格制限緩和規定の適用除外については、法務省において再犯防止推進計画等検討会の下に「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」が設置され、議論が行われている。同ワーキンググループについては、[https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00050.html](https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html)を参照。

5) 例えば、少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）8条1・2項では、少年のプライバシー権の尊重や推知情報の非公表が原則として定められている。

6) James B. Jacobs, *Juvenile Criminal Record Confidentiality* 20 (2013), [http://lsr.nellco.org/nyu\\_plltwp/403](http://lsr.nellco.org/nyu_plltwp/403).

る議論を追うことにより、日本における特定少年についての資格制限緩和規定の適用除外や推知報道解禁をめぐる議論の方向性に関し、手がかりを得たいと思う。

## 第1章 日本における少年事件の非公開・非公表原則と記録の取扱い

家庭裁判所における少年審判は、非公開で行われる（法22条第2項）。その理由は、少年、保護者その他関係者のプライバシーに関わる事実の開陳が求められることのほか、人格的に未成熟な、長い将来のある少年に対して、「情操の保護」と並んで、「少年時代の過ちを公衆の目から隠し、これを忘れ去られた過去に埋葬すること」により、将来の不利益を避けるためとされる<sup>7)</sup>。また、家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、推知報道が禁止されてきた。これは、少年の名誉やプライバシーを保護するとともに、非行の克服による健全な成長のために、報道機関による報道に抑制を求めたものとされる<sup>8)</sup>。少年法は、少年審判の非公開や推知報道の禁止により、非行を行った少年のプライバシーの保護及びそれによる将来の不利益の回避を通して、少年の非行の克服による成長発達を保障しようとしている。

こうした少年法における非公開・非公表原則の下で、少年事件の記録の作成、取扱い及び保存については、最高裁判所の「事件記録等保存規程」（以下「保存規程」という。）及び「少年調査記録規程」（以下「調査記録規程」という。）で定められており、後者は最高裁判所家庭局長、総務局長通達「少年調査記録規程の運用について」<sup>9)</sup>（以下「調査記録運用通達」という。）にしたがって運用されている。少年事件については、少年保護事件記録（法律記録）と少年調査記録（社会記録）が作成される<sup>10)</sup>。少年保護事

7) 澤登俊雄『少年法入門（第6版）』139頁（有斐閣、2015）。

8) 同140頁。

9) 平4・8・21最高裁家2249号家庭局長、総務局長通達「少年調査記録規程の運用について」。

10) 調査記録規程1条、調査記録運用通達。

件記録は、送致書等の送致関係書類及び身柄関係書類、付添人の意見を記載した書面、少年又は付添人から提出された証拠書類、検察官関与に関する書類、被害者等の意見陳述申出書その他の被害者等配慮制度に関する書類、審判調書、決定書等の裁判所関係書類から編成される<sup>11)</sup>。少年調査記録は、少年の処遇に関する意見書、少年調査票その他の少年の処遇上参考となる書類を編てつして家庭裁判所調査官が作成する<sup>12)</sup>。後者は、家庭裁判所が保護処分<sup>13)</sup>の執行機関にその決定をした旨を通知するときに、処遇上の参考のため送付される。(少年審判規則(以下「規則」という。))37条2項、同37条の2第1項)少年保護事件記録は第一審裁判所で、少年調査記録は原則として事件が最終に係属した家庭裁判所で保存される<sup>13)</sup>。少年保護事件記録の保存期間は、保護処分決定によって完結したもの又は検察官関与決定があった事件につき審判事由の不存在若しくは保護処分の必要性がないことを理由とする不処分決定がされたものは、少年が26歳に達するまでの期間、その他は原則として3年間である<sup>14)</sup>。少年調査記録は、保護処分の終了後に執行機関から家庭裁判所に返還を受けたもの(同4項)については返還から5年間、その他のものについては終局決定から6年間又は少年が26歳に達するまでのいずれか早い期間である<sup>15)</sup>。保存期間が満了すると、記録は廃棄される<sup>16)</sup>。

少年事件の秘密性の要請に従い、少年事件の記録の閲覧及び謄写は限定

- 
- 11) 令2・11・27最高裁総三247号「少年保護事件記録等の編成について」。  
 12) 調査記録規程2条、調査記録運用通達。  
 13) 保存規程3条1項、調査記録規程5条。  
 14) 保存規程4条1項及び別表第一。  
 15) 調査記録規程6条。  
 16) 保存規程8条1項、調査記録規程7条。ただし、特別の事由により保存の必要があるもの及び史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了後も特別保存に付される(保存規程9条、調査記録規程8条)。特別保存の対象として、全国的に社会の耳目を集めた事件や少年非行に関する調査研究の重要な参考資料になる事件等が挙げられている(平4・2・7最高裁総三8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」、調査記録運用通達)。

されている。まず、付添人は、審判開始決定後、記録を閲覧できる（規則7条2項）。また、検察官関与決定があった事件では、検察官も、非行事実の認定に資するため必要な限度で閲覧できる（法22条の2第3項、規則30条の5）。

つぎに、審判開始決定後、一定の要件の下に被害者等に記録の閲覧・謄写が認められる（法5条の2）<sup>17)</sup>。閲覧・謄写の対象記録は、家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したもの、すなわち少年調査記録を除く記録である。少年調査記録等が除外されている理由は、少年や関係者のプライバシーに深く関わる内容を含んでおり、少年の健全育成や更生のために対象とすることが相当でないと考えられるためである<sup>18)</sup>。被害者等には原則として記録の閲覧・謄写が認められるものの、例外的に、それを求める理由が正当でない場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の

---

17) 記録の閲覧・謄写が認められるのは、被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は被害者等から委託を受けた弁護士である（法5条の2第1項）。被害者等に記録の閲覧・謄写が認められたのは、2000年の法改正が被害者への配慮を柱の1つとしていたことによる。また、被害者等から委託を受けた弁護士については、守秘義務を有し、高度の職業倫理によって活動しているので、濫用のおそれが乏しいと考えられたことによる。甲斐行夫ほか「少年法等の一部を改正する法律の解説（1）」曹時53・4・819頁以下、865頁（2001）。

閲覧・謄写の時期が審判開始決定後とされた理由は、審判を開始しない事件は軽微な事件が多く、少年の生活の平穏や関係人の名誉等の利益の保護の要請が被害者等による記録の閲覧・謄写の必要性に優越すると考えられたためである。同868頁。また、終局決定確定後3年を経過したときは、閲覧・謄写（の申出を）することができない（同条2項）とされたのは、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効とのバランスや、時間の経過とともに記録の閲覧・謄写の必要性が減少するのに対して、少年の生活の平穏や関係人の名誉等の利益の保護の要請が優越すると考えられたためである。同870-871頁。

18) 同866頁、飯島泰ほか「少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）の解説」曹時60・12・3765頁以下、3779頁（2008）。

状況その他の事情を考慮して相当でない場合には認められない<sup>19)</sup>。また、記録の閲覧・謄写をした者に、正当な理由なく閲覧・謄写により知った少年の氏名等を漏らしてはならないとの守秘義務及び閲覧・謄写により知った事項をみだりに用いて少年の健全な育成を妨げ、関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は調査・審判に支障を生じさせる行為をしてはならないとの注意義務が課されている<sup>20)</sup> (同条3項)。被害者への配慮の一環として一定の場合に被害者等による記録の閲覧・謄写が認められるが、その権利性は否定されている<sup>21)</sup>。少年事件は秘密性が要請され、少年審判は非公開であり、記録は少年の処分を適正に判断するために裁判所又は捜査機関により収集され、その吟味に服するものであって、少年審判の目的以外での利用には慎重な配慮が必要であるとされ、記録の閲覧・謄写は、少年の健全な育成への影響、調査・審判への支障、関係者の名誉・プライバシーの侵害等のおそれ等のない範囲で認められる<sup>22)</sup>。

このほか、裁判所の許可を受けて記録の閲覧・謄写が認められる場合がある(規則7条1項)。この場合には、少年保護事件における秘密保持の要請に鑑み、少年審判手続外に記録をみだりに開示すべきではなく、少年の情操の保護や資料提供者からの信頼性の確保の要請を踏まえた上で、閲覧・謄写の必要性(少年の権利保護、目的、資料の非代替性など)や弊害(秘密保持、調査・審判への悪影響等)を総合考慮して、許否や許可する場

19) 後者の例として、少年の健全な育成が妨げられるおそれのある場合や関係人の名誉や生活の平穩を害するおそれのある場合、プライバシーに深く関わる事柄が記録に記載されている場合が挙げられている。飯島ほか・前掲注18) 3782頁、裁判所職員総合研修所(監)『少年法実務講義案(3訂補正版)』59頁(司法協会、2018)。

20) 謄写した記録のマスコミへの発表等は許されないとされる。また、守秘義務・注意義務違反に対する制裁は規定されていないが、民法709条の不法行為を理由とする民事損害賠償請求の対象となったり、刑法230条の名誉毀損罪を理由とする処罰の可能性が指摘されている。甲斐ほか・前掲注17) 872頁。

21) 甲斐ほか・前掲注17) 862-863頁。

22) 同上。

合の範囲及び態様を個別的に検討するとされる<sup>23)</sup>。

少年事件の記録の取扱いは、少年法の非公開・非公表原則の下で、少年のプライバシーの保護や健全育成に配慮して特に秘密性が要請され、閲覧等の開示が認められる者及び開示が認められる記録の範囲が相当に限定されている。また、開示が認められる場合にも、その権利性は認められていない。さらに、開示が認められた者に対して守秘義務や注意義務を課すことにより、記録の取扱いは、少年のプライバシーの保護を徹底し、その健全育成が妨げられないよう、慎重なものとなっている。

## 第2章 アメリカにおける少年事件の記録の取扱い

### 第1節 少年事件の非公開・非公表原則とその変遷

少年裁判所は、成人刑事裁判所の過酷な手続及び犯罪者であるとの烙印のスティグマから可塑性のある少年を免れさせて社会復帰させることを追求するもので、一般的に、少年事件の手続は非公開とされ、その記録も非公開とされた<sup>24)</sup>。合衆国最高裁判所も、1967年のゴールト判決において、「特別の少年裁判所手続の重要な利点の1つは、少年を「犯罪者」として分類することの回避である。現在、少年犯罪者は、「非行少年」と分類される。もちろん、これが維持されるべきでない理由はない。また、實際上、全ての法域で、法が、子どもの非行少年としての事実認定が民事上の能力

23) 裁判所職員総合研修所（監）・前掲注19）181－182頁、裁判所職員総合研修所（監）『少年事件における書記官事務の研究——改訂——』441－442頁（司法協会、2012）。その他、実務において、検察官送致された少年の被告事件や成人に達した後の犯罪による（特に若年）成人の被告事件の審理での利用のため、刑事裁判所からの嘱託に応じた少年調査記録の送付、捜査機関からの非行歴の照会に対する非行名・処分結果の回答、少年院からの仮退院審理の参考のために地方更生保護委員会への記録の貸出し等が行われている。裁判所職員総合研修所（監）・前掲注19）284頁、裁判所職員総合研修所（監）『少年事件における書記官事務の研究——改訂——』114－118、441－444頁。

24) Riya Saha Shah et al., *Juvenile Records: A National Review of State Laws on Confidentiality, Sealing and Expungement* 8 (2014), [https://jlc.org/sites/default/files/Publication\\_pdfs/national-review.pdf](https://jlc.org/sites/default/files/Publication_pdfs/national-review.pdf).



のはく奪又は公務員任用の資格制限となるべきではないと規定していることも強調される。適正手続要求の適用がそうした規定を排除すべき理由はない」と判示し、犯罪者としての烙印のスティグマから少年を保護する重要性を強調した<sup>25)</sup>。また、「少年法の政策は、少年の過ちを公衆の目から隠して忘れ去られた過去の墓地に埋葬すること」である、と判示し、少年法における非公表・非公開原則の重要性も認めていた<sup>26)</sup>。さらに、1971年のマッキーバー判決でも、陪審裁判が「当事者主義制度の伝統的な遅延、形式性及び喧騒、並びに、ひょっとすると公開裁判を少年裁判所制度に持ち込む」ことを、陪審裁判を受ける権利の保障を否定する根拠の1つとして挙げ、少年のプライバシーの保護を重視していた<sup>27)</sup>。もっとも、合衆国裁判所は、非公開・非公表原則を、州法に由来する「政策的利益」と性格づけて、合衆国憲法上の権利とは認めていない。同裁判所は、1974年のデービス対アラスカ州事件判決で、少年非行歴の暴露は少年手続の社会復帰目的を阻害し、再非行や就職における困難その他の障害に至り得るので、非行少年の特定事項の秘匿性の保護が必要である、との同州の主張に対して、非行少年の特定事項の秘匿性の保護という州の利益を、政策としては否定しなかったけれども、「少年非行歴の秘密性を保護する州の利益は、敵性証

25) *In re Gault*, 387 U.S. 1, 23-24 (1967).

26) *Id.* at 32. とはいえ、合衆国最高裁判所は、少年事件の記録の秘密性の「主張は、現実よりもレトリックである。たいていの法域で、少年事件の記録の開示は裁判官の裁量による。法律上の制限は、ほぼ、少年裁判所の作成・収集した記録にしか適用されず、それについてさえ、証拠は、多くの裁判所が定期的に FBI 及び軍に、請求に基づいて政府機関及び民間の雇用者にさえ情報を提供している、というものである。より重要なのは、捜査機関の記録である。たいていの州で、捜査機関は、少年の「捜査機関との接触」に関する完全な記録を保管し、その開示について完全な裁量を有している。警察は、FBI 及び他の法執行機関、軍並びにソーシャルサービス機関からの情報の開示請求を受け、ほとんどが一般的にそれに応じる。民間の雇用者は、少年時の逮捕及び事件の手続に関する情報を求める書式を作成すれば、法域によっては、少年の捜査機関との接触に関する情報は、政府機関と並んで民間の雇用者にも提供される」とも判示し、非公開・非公表原則の欺瞞性を指摘していた。*Id.* at 24-25.

27) *McKeiver v. Pennsylvania*, 403 U.S. 528, 550 (1971).



人の偏見・予断に関する効果的な反対尋問ほどの極めて重要な合衆国憲法上の権利の譲歩を要求し得ない」と判示した<sup>28)</sup>。また、同裁判所は、1979年のスミス判決において、報道機関が少年の氏名等の推知情報を適法に入手した場合の州による推知報道の禁止を、違憲と判断した<sup>29)</sup>。

その後1980年代から1990年代にかけて、成人犯罪及び少年非行が増加するにつれて、「相応の処罰 (just desert)」及び公共の安全 (public safety) がより重視されるようになった。少年をめぐる「超捕食者 (super predator)」との描写が、少年司法制度において処罰的アプローチを拡大させた。各法域は、少年法を改正し、社会復帰のほかに、少年への説明責任の賦課、公共の安全及び非行の抑止をその目的に含めた。公共の安全への支持が少年裁判所の指導原則である社会復帰の影を薄め、非公開・非公表原則への支持が侵食され、各法域は、少年手続の公開へ向かうとともに、少年裁判所外の者への少年事件の記録の開示を認める法改正がなされた<sup>30)</sup>。

---

28) *Davis v. Alaska*, 415 U.S. 308, 319–320 (1974). この事件では、敵性証人の信用性を弾劾するために同人の非行歴を立証することを禁じるアラスカ州法の合憲性が問題となった。少年事件の非公開・非公表原則をめぐる合衆国最高裁判所による解釈が、スティグマからの少年の保護という初期の少年裁判所の理念の後退の一因となったとの指摘もある。Joy Radice, *The Juvenile Record Myth*, 106 *Geo. L. J.* 365, 385 (2018).

29) *Smith v. Daily Mail Pub. Co.*, 443 U.S. 97 (1979).

30) Shah et al., *supra* note 24, at 8–9; Radice, *supra* note 28, at 382, 384. 公共の安全の保護は、少年事件の記録の保存の最も一般的な根拠である。非行を行った少年は、再非行を行う可能性が高いと考えられているためである。記録の保存及び一般人への公開等のいま一つの典型的な根拠は、雇用者の使用者責任の回避である。雇用者が、採用に当たり職務遂行能力について適切な調査を行わないまま被用者を採用した場合、被用者が第三者に与えた損害につき責任を負う、とする過失雇用原則の下で、雇用者による被用者の信頼性の判断のために、少年事件の記録が重要な資料となり得るとされる。Riya Saha Shah & Jean Strout, *Future Interrupted: The Collateral Damage Caused by Proliferation of Juvenile Records* 4 (2016), [https://jlc.org/sites/default/files/publication\\_pdfs/Future%20Interrupted%20-%20final%20for%20web\\_0.pdf](https://jlc.org/sites/default/files/publication_pdfs/Future%20Interrupted%20-%20final%20for%20web_0.pdf).

## 第2節 少年事件の記録の取扱い

Shah, Fine 及び Gullen による2014年の調査によれば、9州が一般人への少年事件の記録の公開を禁じている一方、7州が原則として（記録が閲覧等を制限又は抹消されていない場合に）一般人に公開している<sup>31)</sup>。33州及びコロンビア特別区は、少年の年齢、非行類型、認定された非行数又は前科・非行歴の有無等に応じて、一般人に一定の種類の記録を公開している<sup>32)</sup>。27州及びコロンビア特別区が、一定の場合に被害者等による記録の閲覧等を認める明文規定を有する<sup>33)</sup>。さらに、6州が、非行が重大であるなどの一定の場合に報道機関に記録を開示する<sup>34)</sup>。

一方、多くの法域が閲覧等の制限又は抹消制度を有する<sup>35)</sup>。閲覧等の制限又は抹消の対象となる記録は、25州及びコロンビア特別区では捜査記録を含む記録である一方、少年裁判所が作成・収集した記録に限定されている法域も少なくない<sup>36)</sup>。また、19州及びコロンビア特別区が全ての非行種類の記録の抹消を認める一方、対人犯罪又は重罪に当たる非行を除外する法域が26州、性犯罪者登録制度の対象となる非行を除外する法域が9州、薬物非行及び性非行を除外する法域が13州ある<sup>37)</sup>。閲覧等の制限又は抹消資格は、一般的に、少年の年齢による。40州が抹消資格年齢を定めており、

31) Shah et al., *supra* note 24, at 13–15. 本節以下では、一般人による少年事件の記録の閲覧等を認めることを「公開」といい、「閲覧等の制限 (sealing)」は、捜査機関及び成人刑事裁判所といった一定のものによる場合を除き、記録の閲覧等を制限することをいい、「抹消 (expungement)」は、少年裁判所の決定等の効力を失わせること又は記録を物理的に廃棄することをいう。Id. at 23–25, 49.

32) Id. at 14–15.

33) Id. at 18–19.

34) Id. at 19.

35) Id. at 23–26. 別の調査によれば、19州は少年事件の記録の抹消を認めていない。

Jennica Janssen, *Collateral Consequences for Justice-Involved Youth: A Model Approach to Reducing the Number of Collateral Consequences*, 20 (1) Marquette Benefits and Social Welfare L. Rev. 25, 35 (2018).

36) Shah et al., *supra* note 24, at 26–27.

37) Id. at 33–35.

その多くが18歳又は21歳としている<sup>38)</sup>。閲覧等の制限又は抹消の要件として、少年裁判所による処分終了後の再非行・成人後の再犯がないことや被害者等への損害賠償の支払い等を掲げる法域もある<sup>39)</sup>。閲覧等の制限又は抹消の手続をみると、少年が一定の年齢に達した場合等に、自動的に閲覧を制限又は抹消する法域がある一方、13州及びコロンビア特別区では、裁判所の職権により又は検察官や保護観察官等からの請求がある場合しか手続が開始されない<sup>40)</sup>。また、24州は、手続の開始を少年に要求している<sup>41)</sup>。特に少年が記録の閲覧等の制限又は抹消を請求する必要がある場合、資格や手続についての少年に対する告知が重要となるが、それらを告知している法域は比較的少ない<sup>42)</sup>。さらに、24州及びコロンビア特別区では、閲覧等の制限又は抹消請求を審査するための聴聞が行われる。聴聞では、子どもの最善の利益、行為時年齢、非行の性質、非行事実認定の有無、処分、再非行・再犯のない善行保持期間、前科・非行歴の有無、現在の状況といったことが考慮される<sup>43)</sup>。閲覧等の制限又は抹消の実効性を確保するために、閲覧等をした者に対する守秘義務及び同義務違反があった場合の制裁が必要となるが、17州及びコロンビア特別区において守秘義務違反に対

---

38) *Id.* at 32-33. 一方、抹消まで、裁判所の監督の解除又は収容施設からの出院・釈放後に一定の待機期間を設ける州も少なくない。*Id.* at 33.

39) *Id.* at 33-36.

40) *Id.* at 38.

41) *Id.* 少年自身に手続の開始が求められる場合、多くの法域が手数料又は訴訟費用の負担を命じている。また、少年が自身で手続を進めることが難しく、弁護士へ代理を依頼しなければならないこともある。*Id.* at 44-45.

42) *Id.* at 28-31. 後に述べる非行歴の付随的効果の重大性や長期性に鑑みると、付随的効果自体の少年への告知も重要となる。しかしながら、直近の結果を重視し将来への影響を軽視しがちな少年が長期に及ぶ付随的効果の重大性を理解する能力を有するか、疑問が呈されている。Janssen, *supra* note 35, at 37-38; Christopher Gowen et al., *The ABA's Approach to Juvenile Justice Reform: Education, Eviction, and Employment: The Collateral Consequences of Juvenile Adjudication*, 3 Duke Forum for L. & Social Change 187, 190 (2011).

43) Shah et al., *supra* note 24, at 40-42.

する制裁が定められている<sup>44)</sup>。

### 第3節 非行歴の付随的效果

前科や非行歴等の付随的效果とは、「社会に再入して生産的な市民として生活を送ろうと努める者に予期せぬ負担を課しうる多数の制裁及び無能力化」である<sup>45)</sup>。非行歴を有する少年は、少年裁判所により正式に課された処分に加えて、不利益な付随的效果を頻繁に経験する<sup>46)</sup>。

主たる付随的效果の第1は、教育へのアクセスにおける困難である<sup>47)</sup>。2014年の時点で、少年が非行を行なった場合、33州及びコロンビア特別区が、学校への通知や学校職員への少年事件の記録の開示を認めている<sup>48)</sup>。その結果、少年は、停学や退学処分を受け得る<sup>49)</sup>。また、伝統的に、高等教育機関は、出願者に過去の有罪及び非行認定の申告を求めてきた<sup>50)</sup>。カ

44) *Id.* at 43–44. 罰金刑のほか自由刑を科す法域もある。

45) Sarah B. Berson, *Beyond the Sentence—Understanding Collateral Consequences* 1 (2013), <https://www.ojp.gov/pdffiles1/nij/241927.pdf>. なお、アメリカ合衆国における成人の前科等の付随的效果については、白井論「刑事司法における犯罪者等の“忘れられる利益”——“有罪の付随的效果”と前科等を抹消する制度」商大論叢56・1・1以下(2020)に詳しい。

46) アメリカにおける非行歴の付随的效果一般については、Radice, *supra* note 28; Shah & Strout, *supra* note 30; Janssen, *supra* note 35; Gowen et al., *supra* note 42; Lelia R. Siddiky, *Keep the Court Room Doors Closed so the Doors of Opportunity Can Remain Open: An Argument for Maintaining Privacy in the Juvenile Justice System*, 55 How. L. J. 205 (2011); Andrea R. Coleman, *Expunging Juvenile Records: Misconceptions, Collateral Consequences, and Emerging Practices* 7 (2020), <https://ojdp.ojp.gov/publications/expunging-juvenile-records.pdf>.

47) Shah & Strout, *supra* note 30, at 10–11; Gowen et al., *supra* note 42, at 193–196; Coleman, *supra* note 46, at 5–6.

48) Shah et al., *supra* note 24, at 16–17.

49) 法域の65%において、少年非行事実認定が学校からの停学又は退学につながり得る。Janssen, *supra* note 35, at 35.

50) 例えば、共通出願システムを提供している非営利団体であるコモン・アプリケーションは、2006年以降、「軽罪、重罪又は他の犯罪を犯したと認定され又は有罪判決を受けたことがあるか」との非行歴等に関する質問を、入学願書の質問項目に含めていた。高等教育機関への調査によれば、66%の機関が全ての志願者の

レッジ・大学が前科・非行歴の情報を収集する理由は、キャンパス内の安全の確保、それらの調査の不十分性を理由に第三者から責任を問われるリスクの回避、学問・研究活動における不正行為のおそれ及び前科・非行歴による資格制限等である<sup>51)</sup>。1990年、「キャンパス安全法 (the Crime Awareness and Campus Security Act)」が制定され、1998年に改正された (the Jeanne Clery Disclosure of Campus Security Policy and Campus Crime Statistics Act (通称クラリー法)) が、同法は、連邦の学生経済支援補助金プログラムに参加する全ての高等教育機関に、キャンパスの犯罪統計及び安全に関する情報の公表を義務付けている。学生にとって、キャンパスの安全性は重要な関心事である。そこで、前科・非行歴を有する者の入学不許可によるキャンパスの安全の確保が、前科・非行歴の情報収集の理由として挙げられる。その他、前科・非行歴を有する者が第三者に損害を与えた場合に入学を許可した責任を問われることを回避することや、前科・非行歴による資格制限のゆえに資格が得られないのであれば入学後の教育が意味をなさないこと等が理由とされる。実際、前科・非行歴を入学不許可の理由とするところもある<sup>52)</sup>。カレッジ・大学による前科・非行歴の申告

前科等の情報を収集している。U.S. Department of Education, *Beyond the Box* 10 (2016), [https://www.aacrao.org/docs/default-source/signature-initiative-docs/disciplinary-notations/ed-guidance.pdf?sfvrsn=61d160cc\\_4](https://www.aacrao.org/docs/default-source/signature-initiative-docs/disciplinary-notations/ed-guidance.pdf?sfvrsn=61d160cc_4). また、4年制大学の61%~74%が、出願者に前科・非行歴に関する質問を行なっているとの見積りもある。質問に加えて、前科・非行歴の調査を行う大学もあり、そうした大学の中には、各法域の公的な前科・非行歴情報制度及び法執行機関を通じて調査を行うものもある。Eve Rips, *A Fresh Start: The Evolving Use of Juvenile Records in College Admissions*, 54 U. Mich. J. L. Reform 217, 235-237 (2020).

51) Rips, *supra* note 50, at 230-232; U.S. Dep't of Educ., *supra* note 50, at 10-12.

52) 法域の57%で、少年非行事実認定は、大学又は大学院への入学許可に影響を及ぼし得る。Janssen, *supra* note 35, at 35. また、6割~8割のカレッジ・大学が、暴力犯罪、性犯罪及び薬物犯罪等の前科・非行歴のある者の入学を許可しない可能性を示唆している。Rips, *supra* note 50, at 232. しかしながら、前科・非行歴に関する質問によりこれらを有する者をキャンパスから排除することが、キャンパスの安全性を向上させるとの明確な研究結果はない。Id. at 231-232; U.S. Dep't of Educ., *supra* note 50, at 12.

要求は、それを有する者に、入学不許可を恐れて出願を萎縮・断念させる可能性もある<sup>53)</sup>。

第2の付随的効果は、就職に際する困難である<sup>54)</sup>。まず、少年が非行歴を有する場合、一定の職業の資格等が制限され得る<sup>55)</sup>。また、公的機関は少年事件の記録へのアクセスを認められている場合があるため、そうした機関への就職は難しいかもしれない<sup>56)</sup>。さらに、民間の雇用者による前科・非行歴に関する質問も障壁となる。少年記録が一般人に公開されている法域では、雇用者は少年記録にアクセスして非行歴を知ることができる<sup>57)</sup>。抹消又は閲覧等を制限された少年事件の記録へのアクセスを雇用者に認めていない法域においても、雇用者がそうした情報の申告を少年に求

なお、非行歴を有する者のカレッジ・大学への入学許可における問題に関し、ジーナ・グラント事件が有名である。彼女は、ハーバード大学への出願時、記録の閲覧等が制限されており申告義務はないとの弁護士からの助言も得たため、少年時の殺人の非行歴を申告しなかった。同大学は、後に、その事件をめぐる報道を知るに至り、彼女の入学許可を取り消した。同大学は、彼女の入学許可を取り消した理由を、殺人の非行歴それ自体ではなくて虚偽の申告（記載）と説明したものの、この事件は、前科・非行歴を有する者がカレッジ・大学への出願時に直面する課題を浮き彫りにした。この事件の問題性については、斉藤豊治「少年審判の非公開と少年事件報道の匿名性」澤登俊雄先生古稀祝賀論文集『少年法の展望』（現代人文社、2000）407頁以下に詳しい。

53) 2015年に Center for Community Alternatives が行った研究によれば、ニューヨーク州の大学への入学願書の作成を開始した重罪有罪認定を有する2,924人中3分の2（62%）が、有罪認定に関する追加情報の提出手続の負担等のゆえに出願手続を完了しなかった。Rips, *supra* note 50, at 222–233, 236; U.S. Dep't of Educ., *supra* note 50, at 13. その他、前科・非行歴のゆえに、学費援助金を受給できず、学業の継続が困難となることもある。Rips, *supra* note 50, at 237–239.

54) Shah & Strout, *supra* note 30, at 11; Gowen et al., *supra* note 42, at 198–199; Coleman, *supra* note 46, at 6–7. また、合衆国軍への入隊に際しては、抹消された記録も含めて刑事事件及び少年事件について広範に申告が求められ審査されるので、軍への入隊も困難を伴う。Shah & Strout, *supra* note 30, at 9; Coleman, *supra* note 46, at 7.

55) たとえば、弁護士資格や医療系の資格の取得の際に非行歴が問われ得る。Gowen et al., *supra* note 42, at 196, 199.

56) Coleman, *supra* note 46, at 7.

57) Gowen et al., *supra* note 42, at 198.

めることはできる<sup>58)</sup>。そのうえ、雇用者は、民間のデータベースを用いて応募者の採用・身辺調査を行うこともできる<sup>59)</sup>。そして、雇用者の中には、前科・非行歴を有する者の採用を控えるものもいる<sup>60)</sup>。

第3の付随的効果は、住居の確保における困難である<sup>61)</sup>。生活の基盤となる住居の確保は再非行ないし再犯の動向を左右し得る重要な鍵であるが、それにも前科・非行歴の付随的効果が及ぶ。2002年、合衆国最高裁判所は、1990年全国アフォーダブル住宅法に基づき、薬物犯罪の前科等を理由として公営住宅から入居者を退去させることを認めた<sup>62)</sup>。そこで、公営住宅局は、他の入居者の安全や平穩の確保を理由に前科・非行歴に関する質問を通じて情報を収集して入居資格を審査し、その結果、それらを有する者の入居が認められなかったり、退去を求められる場合もある<sup>63)</sup>。少年の非行歴が、その家族も含めて少年の生活基盤となる住居の確保を危うくする。

前科・非行歴等の付随的効果は、成人にとっても社会復帰への障壁となるが、少年にとって一層影響が大きい。少年は、社会経験が乏しくスキルやキャリアの構築が十分ではないため、社会に出るスタートラインですでに不利な立場にある。さらに、非行歴の付随的効果のゆえに、少年の成長発達及び成人への順調な移行が阻害され得る。

また、非行歴の付随的効果は、情報技術の発展により増大する。情報技術の発展は、少年に関する膨大な情報の収集・保存を可能としてきた。法域によっては、少年事件の記録をオンラインデータベース化しているところもある。さらに、法域の中には、少年事件の記録を民間企業に提供するところもある<sup>64)</sup>。そうした民間のデータベースは、少年事件の記録の閲覧

58) 2015年の調査では、雇用者の53%が募集時に応募者に前科・非行歴を尋ねていた。Shah & Strout, *supra* note 30, at 11.

59) Coleman, *supra* note 46, at 7.

60) Shah & Strout, *supra* note 30, at 11.

61) Gowen et al., *supra* note 42, at 196–198; Coleman, *supra* note 46, at 8–9.

62) *Dep't of Hous. & Urban Dev. v. Rucker*, 535 U.S. 125 (2002).

63) Radice, *supra* note 28, at 388; Shah & Strout, *supra* note 30, at 9.

64) Shah & Strout, *supra* note 30, at 7–8.



等の制限又は抹消を正確に反映しないかもしれず、閲覧等の制限又は抹消後も、インターネット上でアクセス・閲覧が可能となり得る。また、個人がインターネット上へ少年の非行歴等を掲載することもある。インターネットに掲載された情報の削除は困難であり、少年事件の記録は、公式に閲覧等を制限又は抹消されたにもかかわらず、半永久的にインターネット上に残り、アクセスされ得る<sup>65)</sup>。

#### 第4節 少年事件の記録をめぐる新たな動向

少年司法制度の目標には、法との接触の克服を支援する社会復帰理念がある。その理念に関わる制度の1つが、少年事件記録の秘密性の保護である。一方、少年の非行歴は、不利益な付随的効果を有する。このゆえに、子どもの権利の保障を支援する団体や研究者らは、少年事件の記録の取扱いがいかに成人期への順調な移行を阻害し得るかを強調する一方、その公開等を、非行を行った少年の保護という政策に反すると批判してきた。また、合衆国最高裁判所が、2005年のローパー対シモンズ判決以降の少年司法制度に関する幾つかの判例で、成人と「子どもは異なる」のであり、その限定的な判断力、長期的判断をなす困難さ及びリスクを取る傾向を前提に成人と異なって扱われるべきことを明らかにしてきたように<sup>66)</sup>、近時、少年と成人との間の発達上の相違が受容されつつある。こうした流れに伴い、少年事件の記録へのアクセスの制限による少年の保護への関心も高まってきている。成熟性の欠如及び責任感の未発達という子どもの資質が、衝動的で熟慮を欠く行為及び判断に至る一方、子どもがより大きな更生可能性を有するならば、少年事件の記録の秘密性の保護の強化へと至り得る。

アメリカ法曹協会は、2015年、ローパー対シモンズ判決における「成熟性の欠如及び責任感の未発達が、しばしば、成人よりも少年にみられ、少

65) *Id.* at 7–8, 19; Siddiky, *supra* note 46, at 238.

66) *Roper v. Simmons*, 543 U.S. 551 (2005); *Graham v. Florida*, 560 U.S. 48 (2010); *Miller v. Alabama*, 567 U.S. 460 (2012).

年間でより理解可能である。こうした資質は、しばしば、衝動的で熟慮を欠く行為及び判断に至る<sup>67)</sup>という理由で、子どもは成人とは異なる、との合衆国最高裁判所の判事を承認しつつ、少年裁判所、法執行機関及び処分執行機関等による少年事件の記録利用の必要性和少年にセカンドチャンスを与与する社会の利益とを衡量し、記録の秘密性を強化するモデル法を採択した<sup>68)</sup>。モデル法では、弁護士、検察官及び執行機関等の関係者以外の公衆等への少年事件の記録の公開禁止等を内容とする記録の非公開ないし閲覧等の制限及び一定期間経過後の一定の記録の自動的抹消等が求められている<sup>69)</sup>。

また、子どもの権利の保障を目指す非営利組織である少年法センター (Juvenile Law Center) は、2014年に州及びコロンビア特別区が少年事件の記録を扱う方法を点数化して評価していたが<sup>70)</sup>、2020年、再び調査を行

---

67) *Roper*, 543 U.S. at 569.

68) Robert Schwartz, *Department, ABA Model Act Addresses Myth of "Clean Slate"*, 30 *Crim. Just.* 44, 45 (2016). アメリカ法曹協会は、1980年に発表した『少年司法基準』においても、少年事件の記録へのアクセスに関し、「少年事件の記録へのアクセス及びその利用は、開示が情報の誤用若しくは誤解、少年にとっての機会及び利益の不要な拒否又は公的介入目的での妨害に至る危険を制限するよう、厳格に規制されるべきである」との一般原則を規定して、記録の第三者への開示の制限、記録の開示がもたらす不利益な付随的効果からの少年の保護及び記録の時宜を得た抹消等を求めている。Institute of Judicial Administration & American Bar Association, *Standards Relating to Juvenile Records and Information Systems* 25, 115 (1980), [https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/criminal\\_justice\\_standards/JJ/JJ\\_Standards\\_Juvenile\\_Records\\_and\\_Information\\_Systems.pdf](https://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/criminal_justice_standards/JJ/JJ_Standards_Juvenile_Records_and_Information_Systems.pdf).

69) Schwartz, *supra* note 68, at 44-45.

70) Juvenile Law Center, *Failed Policies, Forfeited Futures; A National Scorecard on Juvenile Records* (2014), [https://jlc.org/sites/default/files/publication\\_pdfs/scorecard.pdf](https://jlc.org/sites/default/files/publication_pdfs/scorecard.pdf). 同センターは、少年司法改革は少年司法及び非行防止局の補助を受けた米国科学アカデミーによる発達学に関する研究に基づいて、①青少年が成人ほど責任感が発達していないこと、②ほとんどの少年が成長するにつれて非行から離脱すること、③青少年期は成人としての成功に必要なスキル及び能力を獲得する時期であること、④司法制度はこのような少年を適切かつ公正に扱うべきことを考慮した枠組みの中で行われなければならないとした上で、少年事件の記録の秘密性の保護、閲覧等の制限及び抹消の制度は、少年が非行を克服して地域社

い<sup>71)</sup>、子どもの脳が20代半ばまで十分に発達せず、そのためリスクを評価することなく衝動的に行動し、仲間の圧力から影響を受けやすい一方、成長するにつれて更生する可能性が高いといった科学的所見を前提に、少年司法制度が社会復帰に焦点を当てて子どもへの将来のチャンスの保障を目標とすること、並びに、少年事件の記録へのアクセスを制限する制度が教育、就職、住居の確保及びその他の利益の獲得に対する障害を除去して効果的な社会復帰及びチャンスの付与を保障することを確認した。その上で、事件の手続の終結又は少年が成年に達した後の記録の閲覧等の制限及び自動的抹消を提言している<sup>72)</sup>。

こうした中で、少年の非行歴の付随的効果を低減させるための新たな取組もみられる。1つは、教育へのアクセスの保障である。2016年、教育省は、前科・非行歴を有する者の高等教育へのアクセスに対する障壁を排除

に貢献することを保障するのでこの枠組みに適用し、法域が、少年事件の記録の不利益な付随的効果の除去又は制限のためにその保護を強化する法を制定ないし改正するよう提言していた。

71) Juvenile Law Center, *Failed Policies, Forfeited Futures; Revisiting a National Scorecard on Juvenile Records* (2020), <https://jlc.org/resources/failed-policies-forfeited-futures-revisiting-national-scorecard-juvenile-records>.

72) 同様の提言をするものとして、Shah et al., *supra* note 24; Janssen, *supra* note 35.

事件の記録の秘密性の保護の強化は、近年、若年成人にも拡大されつつある。Vincent Schiraldi et al., *Community-Based Responses to Justice-Involved Young Adults* (2015), <https://www.hks.harvard.edu/sites/default/files/centers/wiener/programs/pcj/files/ESCC-CommunityBasedResponsesJusticeInvolvedYA.pdf> は、前科の付随的効果が若年成人にとって特に深刻であることを踏まえて、事件の記録の秘密性の保護を24歳までとすることを提案している。実際、若年成人事件の記録の秘密性の保護は、少年法の適用対象年齢の引上げ及び量刑の減軽と並んで、司法と接触する若年成人に焦点を当てた近時の立法の3つの主要なカテゴリーの1つとして位置付けられており、少なくとも7州が若年成人の事件の記録の抹消を認める法を有する。Connie Hayek, *Environmental Scan of Developmentally Appropriate Criminal Justice Responses to Justice-Involved Young Adults* 1, 17, 19 (2016), <https://www.ojp.gov/pdffiles1/nij/249902.pdf>; Rebecca Pirius, *The Legislative Primer Series for Front-End Justice: Young Adults in the Justice System* (2019), [https://www.ncsl.org/Portals/1/Documents/cj/front\\_end\\_young-adults\\_v04\\_web.pdf](https://www.ncsl.org/Portals/1/Documents/cj/front_end_young-adults_v04_web.pdf) 9.

するための指針を提示する報告書を公表した<sup>73)</sup>。その中で、同省は、前科・非行歴に関する質問が入学許可判断に当たり必要か否かを再検討して同質問を見直すこと、同質問が必要な場合でも、それが前科・非行歴を有する者に出願を萎縮させる効果を回避するために、同質問の利用目的・方法の明確化、不明確な刑事司法専門用語の使用の回避、申告を求める情報の定義の明確化、過度に広範な情報の申告要求の回避、申告を求める前科・非行歴情報の期間の限定等を勧告した<sup>74)</sup>。前科・非行歴に関する質問の見直しを求める声を受けて、カレッジ及び大学の中には自発的に同質問を廃止したところもある。また、2018年、コモン・アプリケーションは、入学願書の共通質問項目から前科・非行歴に関する質問を削除することを決定し、2019年以降の入学願書からそれが削除されている<sup>75)</sup>。

いま1つは、チェックボックスの廃止（Ban the Box）による就職機会の保障である。「チェックボックスの廃止」運動は、求人に対する応募書類における前科・非行歴の有無を問うチェックボックスの削除を求める全国的な運動である<sup>76)</sup>。この政策は、応募者が前科・非行歴の申告を要求されないので、書類選考を通過して面接試験を受ける機会が増加することを狙っている<sup>77)</sup>。この政策は、前科・非行歴を有する成人も保護の対象としており特に少年を対象を限定したものではないけれども、少年についても雇用機会を増大させる効果を有し得る<sup>78)</sup>。

---

73) U.S. Dep't of Educ., *supra* note 50.

74) *Id.* at 18–19, 22–24. 教育省は、カレッジ・大学が、若年成人がより年長の成人とは発達上異なっており成熟した判断のための脳の能力が10代の少年期を超えて成長発達を続けることを明らかにする行動学及び神経学の研究、年齢に伴い犯罪から離脱する傾向を示す経験的研究及び若年成人にとっての司法との接触の付随的効果の深刻さを考慮し、若年成人の支援も勧告した。*Id.* at 7.

75) もっとも、コモン・アプリケーションを利用する各大学は、大学独自の質問項目として前科・非行歴に関する質問を維持することができる。*Rips, supra* note 50, at 253–256.

76) Coleman, *supra* note 46, at 7.

77) *Id.* at 9.

78) もっとも、たとえチェックボックスを廃止したとしても、雇用者が応募者の採

お わ り に

アメリカにおいては、スティグマからの保護を通じた非行少年の社会復帰のために、少年事件の非公開・非公表が重視され、その一環として少年事件の記録の秘密性も重要と考えられていた。それが、少年非行の増加に伴う厳罰化傾向の中で、少年事件の非公開・非公表原則が転換され、少年事件の記録も、一般人への公開も含めて開示範囲が拡大されてきた。しかし、近年、少年がなお発達の上にあつて、成熟度、責任感の発達、衝動性の高さ、判断力及びリスクを取る傾向といった点で大人とは異なる、との科学研究の所見が出されてきた。また、少年が年齢を重ねて成長するにつれて非行から離脱していく傾向も、研究により明らかにされてきた。このような少年の資質に鑑みると、非行歴の不利益な付随的效果を課す必要性は、それほど高くないであろう。

一方、非行歴のもたらす少年にとって不利益な付随的效果の深刻さも認識されるようになってきた。非行歴それ自体に伴う資格制限がまさに少年の社会復帰に対する障壁となるのみならず、非行歴は、教育、就職及び住居へのアクセスをも制限し得る。教育、就職及び住居の確保は、いずれも、少年が社会に復帰するために必須の生活基盤である。社会経験が乏しくスキルやキャリアの構築が十分ではない少年にとって、これらへアクセスする必要性は大人以上に高く、それゆえ、非行歴の不利益な付随的效果は、少年にとって大人以上に深刻である。けれども、少年は、未成熟性のゆえに長期的な判断をなすことが難しく、長期間にわたり生涯にも影響を及ぼし得る非行歴の不利益な付随的效果の深刻さを、十分に理解できないかもしれない。

少年は成長発達の上にあつて成長して非行から離脱していく可能性が高いこと、未だスキルやキャリアの構築が十分ではなく社会復帰に当たり教

↘ 用・身辺調査を行い、その情報をもとに前科や非行歴を有する応募者の不採用を決定する可能性が残るという限界がある。Shah & Strout, *supra* note 30, at 20-21.

育、就職及び住居へのアクセスの保障が必須である少年にとって、非行歴の不利益な付随的効果が非常に深刻であること、並びに、少年が、その深刻さを、やはり成長発達の途上にあるがゆえに理解できないことを考慮すると、少年に対する非行歴の不利益な付随的効果は、できる限り除去しなければならない。少年の再非行（及び成人後の犯罪（再犯））を防止することにより新たな被害者を生まないためにも、少年にとっての非行歴の不利益な付随的効果の除去は重要となる。

ところで、非行歴の不利益な付随的効果は、非行歴それ自体に伴う資格制限だけではなくて、少年事件の記録の一般人への公開を含めた開示によっても生じ得ることも、注目を集めてきた。少年事件の記録が一般人に公開され又は広く開示されることにより、教育機関、雇用者及び家主等は、少年事件の記録にアクセスして少年の非行歴を知ることができ、そのことが、少年の教育、就職及び住居へのアクセスを制限し得る。少年にとっての非行歴の不利益な付随的効果を除去するためには、少年事件の記録の開示の制限が必要となる。

もっとも、少年事件の記録の秘密性の保護を強化するだけでは、少年に不利益な非行歴の付随的効果の除去にとって十分ではない。アメリカでは少年審判も広く公開されており、そのうえ、報道機関が少年の推知情報を適法に入手した場合、事件の推知報道が広範に認められる。さらに、インターネットが発達した現在、公開されている少年審判や推知報道から得られた情報は、インターネット上に掲載され得、半永久的に閲覧が可能となる。そのため、非行の付随的効果から少年を保護しつつその社会復帰を促進するには、少年審判の公開、少年事件の報道の在り方及びインターネット上への掲載の問題についても、同時に検討していかなければならない。

日本では、少年に対する不利益を回避して健全な成長、更生ないし社会復帰を促進するため、少年審判は非公開とされ、少年事件の推知報道も禁じられ、少年事件の記録の開示はかなり限定的で、その秘密性が強く保護されてきた。これが、18歳以上の特定少年については、公判が行われる場

合に推知報道の禁止が解除され、資格制限の緩和規定の適用も除外される。いわゆる原則逆送の範囲が拡大されたこととも相まって、公開の法廷で審理され、推知報道がなされる少年の増加が予想される。しかしながら、少年の推知情報の公開・公表は、それによる少年に対する不利益を回避してその健全な成長、更生ないし社会復帰を促進するという少年法の従来への在り方に反しており、特定少年の成長発達や更生・社会復帰を阻害することも考えられる。現在、18歳及び19歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、法務省内の「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」で議論が行われているところであるが、アメリカでの議論にみられる通り、前科・非行歴による資格制限だけを取り上げて議論することは、特定少年の社会復帰の促進に十分ではない。特定少年の検察官送致の在り方、起訴後の公判審理の在り方及び事件の報道の在り方も含めて検討を要する問題である。その際には、少年が発達の途上にあるという科学的所見、長ずるにつれて非行・犯罪から離脱する傾向、少年の成長発達と社会復帰のための秘密（推知情報の秘匿）性の保護の必要といったアメリカで重視されつつある視点が、日本における検討においても有用であると思われる。